

【読者限定！】タイアップキャンペーン決定！

**THE FX TRADER ×**  
**スター為替【くりっく365】**

～FX初心者向け！税金・解説レポート～

~~~~~  
【推奨環境】

このレポート上に書かれているURL はクリックできます。

できない場合には最新のAdobeReader をダウンロードしてください。(無料)

<http://www.adobe.com/jp/products/acrobat/readstep2.html>

【著作権について】

本レポートは著作権法で保護されている著作物です。

著作権者の許可を得ずして、本レポートの一部または全部を複製、  
転載することを禁じます。本冊子の著作権は著者に属します。

本冊子使用につきましては十分にご注意下さい。

皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。お気軽にどうぞ。

[the\\_fx\\_trader@yahoo.co.jp](mailto:the_fx_trader@yahoo.co.jp)

【免責事項】

本冊子に書かれている内容を実行することにより発生するいかなる損害についても、  
著者は一切責任を負いません。全て自己責任で行うこととします。

~~~~~

## 【はじめに】

レポートをご覧頂きありがとうございます！

このレポートではFXとは切っても切れない存在である「税金」について詳しく解説させていただきます。先日マスコミ報道で有名になった「4億円脱税主婦」の判決が下されましたが、懲役1年6カ月執行猶予3年、罰金3400万円と非常に厳しい判決となりました。是非このレポートを通してFXと税金に関する正しい知識を身につけて頂きたいと思います。

また当レポートでは店頭取引とくりっく365の違いについてもまとめて解説しています。昨今FX投資家が増加の一途を辿る中で、くりっく365の口座数の上昇も止まりません。くりっく365の魅力やくりっく365の特徴なども解説していますので是非ご参考下さい！

【目次】

## 第一章 FX初心者向け！FXと税金の話

- (1) FXの税金の種別
- (2) 総合課税と分離課税
- (3) 税率の計算方法
- (4) 必要経費について

## 第二章 くりっく365取引と店頭取引の違い

- (1) 投資家への提供レート
- (2) 投資家への提供スワップ
- (3) 取引の相手方
- (4) 投資家の預託金の保護
- (5) 課税方法の違い

## 第三章 THE FX TRADER × スター為替キャンペーン

- (1) THE FX TRADER限定！キャンペーン概要
- (2) 同時開催！スター為替のバリューキャンペーン

## 第一章 FX 初心者向け！FX と税金の話

### (1) FX の税金の種別

FX での儲けは、スワップポイントと為替差益になりますが、ともに「**雑所得**」となります。1 月から 12 月までの年間雑所得を算出し(手数料等は控除項目となります)翌年に確定申告して税金を納める必要があります。含み益の場合には、決済するまで課税はされません。翌年まで持ち越しているポジションについては、その年には課税されません。

人によっては、複数の FX 業者に口を開いて取引を行っている場合があると思います。その場合、口座を持っている業者のすべての口座の決済金額の合計が、申告所得になります。

例えば A 社と B 社の 2 つで FX を行っていた場合、A 社で 100 万円の利益が出て、B 社の方では 50 万円の損失が出たとすると、差し引き 50 万円が申告する所得になります。FX に限らず、原稿料などの雑所得がある人は、このようにすべての雑所得を合わせて計算し、申告することになります。年収が 2000 万円以下の会社員で FX 所得が 20 万円以内の場合は申告の必要はありません。

## (2) 総合課税と分離課税

FXでの税金は利益を給与などその他の所得と合算して確定申告する「**総合課税**」と、利益をその他の所得と分けて計算する「**分離課税**」との2つに大別されます。総合課税の場合、課税所得の金額によって税金の割合が変わります。

【総合課税の所得税・住民税概算税率】

195万円以下:15%

195万超 330万円以下:20%

330万超 695万円以下:30%

695万超 900万円以下:33%

900万超 1800万円以下:43%

1800万超:50%

このように総合課税の場合、給与所得も含めて稼いだ分だけ最大50%の税金を払う必要がでてきます。しかし東京金融先物取引所(**くりっく365**)という公認の取引所を通じて取引を行うと分離課税の扱いとなります。この場合は、所得に関わらず**一律20%**の税率(所得税15%、住民税5%)となり、稼いだ金額によっては大きなメリットが生まれます。

### (3) 税率の計算方法

くりっく 365 を用いた**分離課税**の場合は、控除後の FX 所得に単純に 20% をかければいいので問題はありません。給与所得の納税は従来通り行い、FX と給与の所得は完全に分けて考えられます。

**総合課税**の場合は少し複雑です。500 万円が控除後の合算所得とした場合に 330 万超 695 万円以下は 30% なので  $500 \times 0.3 = 150$  万円とは計算しません。非取引所取引の場合には**超過累進税率**の適用となります。超過累進税率の適用は所得を各段階ごとに区分し、それぞれの税率を適用します。具体的には控除後の 500 万円の所得の方の税額は次のように計算されます。

$$195 \text{ 万円} \times 15\% + (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 20\% + (500 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times 30\% = 107.25 \text{ 万円}$$

### (4) 必要経費について

FX の所得にも必要経費が認められます。儲かったら税金を払わなければならないのなら、当然儲けを出すために必要な必要経費も認められます。FX の場合には例えば次のようなことが必要経費として認められています。

- ・売買手数料(支払い手数料)
- ・筆記用具・文房具(消耗品費)
- ・電話代・プロバイダー料金(通信費)
- ・新聞・関連雑誌代(新聞図書費)
- ・パソコン購入費(減価償却分)

FX 会社に支払う売買手数料は、当然取引の際に発生する経費なので、すべて認められます。プロバイダー料金については、インターネットを FX のみでしか使わない場合には全額認められるかもしれませんが、通常はそういうことはないのです、全額は認められません。

新聞代や書籍代などの場合、「日経金融新聞」のような専門紙なら認められますが、朝日新聞や読売新聞などの一般紙の場合には無理のようです。FX 関連の本を買った場合には、その代金は経費として認められます。

パソコンの場合には、FX 以外ではパソコンを使っていなくて、その証明ができるような書類を提出できれば、全額が認められるかもしれませんが、なかなかそういう人はいないと思います。ですから経費として認められるのは、一部ということになります。パソコンに限らず 10 万円以上のものを購入した場合には、減価償却という方法で経費を計上します。パソコンの法定耐用年数は 4 年と決められているので、それで計算して経費の申告をします。

## 第二章　くりっく365取引と店頭取引の違い

外為法の改正によりFX取引が個人投資家に開放されてから約10年が経ちますが、昨今はFX人気の上昇と併せて為替の取引所取引であるくりっく365の人気も非常に高まってきています。ここでは通常の店頭取引とくりっく365取引の違いについて解説していきます。

### (1) 投資家への提供レート

FXでは証券会社のログイン画面上で時々の各通貨の売買レートが表示されますが、実は全く同じ時間・同じ通貨ペアであっても各証券会社でそのレートは異なります。複数の証券会社で売買をされる方はご存じでしょう。

同じ時間の同じ通貨ペアの為替レートなのになぜ業者間で提供レートが異なるのかというと、証券会社によって投資家に提供するレートに乗せる手数料が異なるからです。ある時間にA社ではドル円の買い値が102.50、それと同じ時間にB社ではドル円の買い値が102.52であれば、B社の方が2pipsだけ表示レートに手数料を乗せていることとなります。

店頭取引業者の場合は表示価格にどれだけ手数料がのせられているのかは普通は公表されません。これは売り値と買い値の差額であるスプレッドが業者

間で異なるのも同じです。店頭取引業者の場合は「手数料無料！」となっても表示価格やスプレッドから手数料が発生していることがあります。

一方のくりっく365はというと、複数の金融機関が取引所に提示する売買価格のうち投資家に最も有利な売買価格を取引所が合成してくりっく365のマーケットに提示されるため透明性の高い表示価格の設定が行われます。取引所取引ゆえに透明性の高いレート提供が行われるのはくりっく365の特徴の1つです。

## (2) 投資家への提供スワップ

提供スワップについてですがよく店頭取引業者で「買いスワップ42円、売りスワップ47円」のように買いの獲得スワップと売りの支払スワップに差があることがあります。これも(1)と同じくスワップポイントに業者の取引手数料が乗っているために起こることです。店頭取引業者の場合は売りと買いのスワップの差を広げるだけでなく、そもそもの提供スワップにも手数料分を引いていることもあります。上記の例で言えばマーケットからは買いスワップ45円で調達し投資家に42円で提供するようなケースです。

一方のくりっく365では 同一通貨の建玉については、投資家の受取金額、支払金額ともに同額となります。店頭取引業者のように買いと売りの金額が異なることはありません。

### (3) 取引の相手方

取引の相手方は普段あまり注目されづらいことですが非常に重要なことです。例えば我々FX投資家がドル円の買いポジションを建てた時に、一方では誰かがドル円の売りを建てていることとなります。つまり我々のポジションに対して全く逆のポジションを建てている「**相手方**」が必ず存在することとなります。

店頭取引業者の場合は、証拠金を入金したその業者が取引の相手方となります。万一、業者が破綻した場合、取引の相手方がいなくなるため、未決済の利益については確定できない可能性があります。その点で、店頭取引業者の中から取引相手を選ぶ場合は、信託保全の完備や万一の破綻時の説明を明確にしている業者を選択する必要があります。

一方のくりっく365では、**取引所**が最終的な取引の相手方となります。万一、くりっく365取扱業者が破綻しても、投資家がくりっく365で保有しているポジションについては、原則として未決済の利益を確定すること、他の業者にポジションを移管することが可能です。

### (3) 投資家の預託金の保護

金融商品取引法では、業者における証拠金等の管理方法(区分預託義務及び預託方法等)を定めています。店頭取引業者の場合は業者により証拠金等

の預託方法等取り扱いが異なりますので、万一、業者が破綻した場合における証拠金等の保全について各業者への確認が必要です。表向きには「信託保全採用」となっている場合でも、顧客資産のどれくらいを信託銀行に預託しているかは明確にされていない場合もありますので、**100%の信託保全採用**の業者で取引することが万一の場合の対応には非常に重要です。

くりっく365における顧客の預託金の保護は金融商品取引法及び取引所規則に基づき、業者は証拠金の全額を**取引所に預託**する義務があります。預託された証拠金は取引所により保管されます。万一、業者が破綻した場合でも、取引所に預託された証拠金は全額返却されます。

顧客資産保護の観点から見ると店頭業者の場合は各業者ごとに資産管理の方法を個別に調べる必要がある一方で、くりっく365業者であれば証拠金の全額を取引所に預託されるため非常に安心できます。

## (5) 課税方法の違い

課税方法の違いはくりっく 365 の**最大の魅力**とも言えるところです。

くりっく 365 は給与所得と完全分離課税で **20%の一定税率**になっており、給与所得と分けて FX 所得を管理したい方や**累進課税を回避**したい方に人気です。

給与収入における課税所得 600 万円と FX で 200 万円の所得があった場合の  
総合課税と分離課税(くりっく 365)の税額を比較してみましょう。

【総合課税の場合】

600 万円 + 200 万円 = 800 万円に対して総合課税

$$195 \text{ 万円} \times 15\% + (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 20\% + (695 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times 30\% + (800 \text{ 万円} - 695 \text{ 万円}) \times 33\% = 200.4 \text{ 万円}$$

【分離課税(くりっく 365)の場合】

給与所得 600 万円に対する税額

$$195 \text{ 万円} \times 15\% + (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 20\% + (600 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times 30\% = 137.25 \text{ 万円}$$

FX 所得に対する税額

$$200 \text{ 万円} \times 0.20\% = 40 \text{ 万円}$$

$$\text{合計税額 } 137.25 \text{ 万円} + 40 \text{ 万円} = 177.25 \text{ 万円}$$

このケースで 23.15 万円の差があります。給与や FX の所得が増えるほど差額は広がります。また給与所得と完全に別枠で所得を管理できる点でも非常に明確であると言えます。

くりっく 365 は税制面では他にも以下のような優位性が挙げられます。

### **他の商品で発生した損益間で損益の通算ができる**

店頭取引での損益は他の商品との損益通算ができないのに対して、くりっく 365 は取引所有価証券先物取引、取引所商品先物取引で発生した損益など他の商品の損益通算した金額を課税申告することができます。

### **損失を 3 年間繰り越すことができる**

損失があった場合に以後 3 年間に利益を出したとしても、その損失分の税金は申告分離課税となる先物取引に係る雑所得等の金額から繰越控除できます。

損失の繰越に関して、例えば 2007 年は 100 万円の損失で 2008 年には 100 万円の利益が出た場合は、店頭取引業者であれば 2007 年は課税義務が発生しませんが 2008 年は利益の 100 万円に対して課税されます。くりっく 365 であれば 2007 年と 2008 年の損益を通算し課税対象になる金額は 0 になります。損益通算が可能な点はくりっく 365 人気の大きな理由の 1 つになっています。

## 第三章 THE FX TRADER × スター為替キャンペーン

### (1) THE FX TRADER限定！キャンペーン概要

今回のくりっく 365 の取扱業者の中で代表的な存在になりつつあるスター為替と THE FX TRADER のタイアップキャンペーンを開催できることになりました！  
ブログ・メルマガの読者様限定の特別キャンペーンです！

THE FX TRADER からスター為替のくりっく 365 で取引を開始された方は最大 20,000 円のキャッシュバックが行われます。くりっく 365 口座をお持ちでない方はぜひこの機会に店頭業者に加えてくりっく 365 業者の口座もご検討下さい！

THE FX TRADER × スター為替キャンペーン詳細

<http://adclr.jp/c/ortmjwve>

( )

必ず上記の URL から口座開設にお進み下さいませ。他の URL からスター為替のページにお進み頂いた場合や途中で他のサイト等をご覧頂いた場合は、20,000 円キャッシュバックのキャンペーン対象とならない場合があるそうです。

## (2) 同時開催！スター為替のバリューキャンペーン

今回はくりっく 365 口座開設キャンペーンに加えて、スター為替のバリューキャンペーンも同時開催されます。スター為替ではくりっく 365 取引の他に、店頭取引である「為替 24」サービスを提供していますが、くりっく 365 口座と併せて「為替 24」も併せて口座開設されると 1 万円 JCB ギフトカードが送られます！

バリューキャンペーンについては以下 URL 中ほどの「キャンペーンの詳細はこちら」から詳細をご覧ください！

<http://adclr.jp/c/ortmjwve>

ここまでレポートをお読み頂き有難うございました。今回 THE FX TRADER の読者の皆様限定でスター為替さんとのキャッシュバックキャンペーンを行えた事は、日頃からメルマガやブログをお読み頂いている皆様へのお返しができたという意味で私自身、非常に嬉しく思います！是非今回のキャンペーンを利用してキャッシュバックを獲得されて下さい！

=====

レポート作成者： THE FX TRADER

ブログ：<http://ameblo.jp/the-fx-trader>

メルマガ：<http://www.mag2.com/m/0000233608.html>

E-MAIL：[the\\_fx\\_trader@yahoo.co.jp](mailto:the_fx_trader@yahoo.co.jp)

=====